

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

## 『質問』

### 過年度に有税償却した貸付金の税務上の貸倒損失の処理方法

#### 《内容》

関与先のA社の平成28年3月期においては、取引先のB社の業績が悪化し、債務超過額も大幅に増大していたので、B社に対する貸付金5,000万円を貸倒損失として処理しました。

しかし、この時点では、税務上も貸倒損失として認められるかどうかは若干の疑義があったため、この貸倒損失は、平成28年3月期の法人税の確定申告では、いわゆる有税償却として申告書別表四で所得金額に加算しました。

ところが、B社の業績はますます悪化し、その全額を回収することが見込めず、税務上も貸倒損失として計上できるものと考えられることから、平成30年3月期において、税務上、この貸付金5,000万円は全額貸倒損失として損金算入する予定にしています。ただし、債権の切捨てや債務免除はしていません。

この場合、貸倒損失としての損金算入は、申告書別表四の「減算」欄で所得金額から減算する、申告調整だけでよいのでしょうか。

## 『答』

貸倒損失としての損金算入は、申告書別表四の「減算」欄で所得金額から減算する申告調整だけでなく、回収不能が明らかになった平成30年3月期において貸倒損失を損金経理するため、いわば簿外となっている貸付金をいったん帳簿上に受入れ、改めて貸倒損失を計上することになります。

### (解説)

1 法人税において、法人の有する金銭債権につき貸倒損失が計上できるのは、次の2つの場合があります。

①債務者に対する法的整理または私的整理にもとづき債権が切捨てられ、あるいは書面により債務免除をした場合（法基通9-6-1）。

この場合には、債権が法律的に消滅してしまいますから、貸倒損失として処理することが認められません。申告調整により損金算入することもできます。

②債務者の資産状況、支払能力等からみて債権の全額が回収できないことが明らかになった場合（法基通9-6-2）。

この場合には、債権は法律적으로는依然として存在していますが、その全額の回収が不能で経済的に無価値になりましたから、貸倒損失に計上することが認められます。

2 ご質問のケースにおいては、上記の②に該当すると考えられますが、債権の消滅が客観的・絶対的な事実として明らかになっていませんので、回収不能であるという認識は、その債権を有する法人の内部意思に止まっています。その意味では内部取引ですから、法人の意思決定を客観的事実として確認するため、貸倒損失の損金算入は損金経理をすることが要件となっています。そして、その損金経理は、回収不能が明らかになった事業年度において行うことになります。

つまり、税務上、回収不能が明らかになった平成30年3月期において貸倒損失を損金経理するため、いわば簿外となっている貸付金をいったん帳簿上に受入れ、改めて貸倒損失を計上することになります。この簿外となっている貸付金は、「過年度損益修正益」として受け入れ、単に企業会計上と税務上の貸付金を合わせるためだけのものですので、課税対象になる益金ではなく、申告書別表四で所得金額から減算します。

税務上、貸倒損失を損金算入するための経理処理としては、このような処理を行うことになります。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。